同法第百三十九条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項	
（未納掛金を徴収する権利について同法第百七十条第一項	（未納掛金を徴収する権利について平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十条第一項	
同法第百二十八条	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十八条	
、未納掛金を徴収する権利について同法第百七十条第一項	、未納掛金を徴収する権利について同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十条第一項	
企業年金連合会	平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会	
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	第七条第四項並びに第八条第五項及び第九項
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	第八条第十二項
同法第百四十一条第一項の規定により準用される同法	同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法	
同法第百三十九条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項	
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法	第八条第十三項及び第九条第一項各号
基金又は連合会	連合会	第十条
対象設立事業主若しくは第五条第三項の役員であった者又は解散した基金の対象設立事業主若しくは第八条第三項の役員であった者は、第四条第一項又は第七条第一項に規定する場合に特例対象加入員又は特例対象解散基金加入員	解散した基金の対象設立事業主又は第八条第三項の役員であった者は、第七条第一項に規定する場合に特例対象解散基金加入員	第十四条第二項
基金又は連合会	連合会	

第十四条第三項		
第四条第五項の規定により同条第一項から第四項までの規定が準用される厚生年金保険法第百二十九条第二項の適用事業所の事業主若しくは第五条第十三項において準用する同条第三項の役員であった者又は第七条第四項	同法	第四条第一項又は第七条第一項
第四条第五項において準用する同条第一項又は第七条第四項		
第七条第四項	改正前厚生年金保険法	第七条第一項
第七条第四項		

3　平成二十五年改正法附則第百四十一条第四項の規定により平成二十五年改正法附則第百二十二条第四項の規定により読み替えられた平成二十五年改正法第百二十一条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号。以下「改正後審査会法」という。）の規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた改正後審査会法第十九条中「平成二十五年改正法附則第八十四条において準用する場合」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十四条において準用する場合（平成二十五年改正法附則第百四十一条第四項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

4　平成二十五年改正法附則第百四十一条第六項の規定により同条第五項において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項並びに第九十一条の規定による審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う社会保険審査官又は社会保険審査会について平成二十五年改正法附則第百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第二条第二号、平成二十五年改正法附則第百二十二条第四項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三十二条第五項及び整備政令附則第五条の規定により読み替えられた整備政令第十九条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）第二条第一項第三号の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十五年改正法附則第百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三条第二号	厚生年金保険法及び平成二十五年改正法
平成二十五年改正法附則第百二十二条第四項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三十二条第五項	厚生年金保険法の規定及び平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金保険法（平成十九年法律第百三十一号）第八十条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定及び平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金保険法（平成十九年法律第百三十一号）第八十条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる平成二十五年改正法